
第Ⅷ章 運用指図者に関わる事務

第Ⅷ章 1. 運用指図者に関わる事務の概要

資格喪失年齢に到達あるいは60歳以降、資格喪失年齢未満で退職した加入者は「企業型年金加入者」から「企業型年金運用指図者」へと立場が変わります。

運用指図者になった後の事務手続きについては、原則として加入者と同様、事業主が主体となって事務を進めることになります。

しかし、運用指図者の事務手続きは郵送による書類の受渡し等も多くなり、加入者の事務手続き以上に事業主の負担が大きいというのが実情のようです。そこで弊社では、事業主の事務負担軽減を図るため、運用指図者本人の申し出により発生する主な手続きについて、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」が事業主に代わって直接運用指図者の窓口となる「運用指図者サービス」を行っています。（運用指図者サービスを利用せずに、事業主が窓口となって手続きを行うことも可能です。）

ここでは、運用指図者に関わる主な事務手続きについて、事業主が主体となり手続きする場合と運用指図者サービスを利用する場合に分けてその概要を説明します。

(1) 運用指図者に関わる主な手続き

	事業主が主体となり手続きする場合	運用指図者サービスを利用する場合
①属性変更	加入者の場合と同様です。（詳細は「第Ⅳ章 3-1. 加入者属性変更」を参照してください。） ※帳票で手続きをする場合、使用帳票は「運用指図者諸変更届（ID 20042）」になります。詳細は「第Ⅷ章 2. 運用指図者の属性変更」で後述します。 ※各種郵送物が登録の住所宛に直接送付されますので、住所変更があるときは速やかに手続きを行ってください。また、弊社より直接本人へ連絡することもありますので、電話番号は必ず登録してください。	手続きを行うときは、運用指図者本人より直接「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡します。詳細は「第Ⅷ章 3. 運用指図者サービス」で後述します。 ※氏名・住所等の変更は本人がNRKのWeb画面で手続きすることも可能です。（詳細は「第Ⅶ章 1. 未移換者の属性変更」を参照してください。）
②ユーザーID再発行	加入者の場合と同様です。（詳細は「第Ⅳ章 3-2. 加入者等ユーザーID再発行」を参照してください。）	※ユーザーIDの再発行は、本人より直接「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡することにより、帳票の提出を行わず、電話のみで手続きが完了する場合があります。
③裁定請求（老齢・障害）	「第Ⅸ章 2. 老齢給付金の裁定請求」 「第Ⅸ章 3. 障害給付金の裁定請求」 で後述します。	
④死亡／裁定請求	「第Ⅷ章 4. 運用指図者死亡」「第Ⅸ章 4. 死亡一時金の裁定請求」で後述します。	

第Ⅷ章 1. 運用指図者に関わる事務の概要

⑤年金計画変更	「第Ⅸ章 6. 年金計画変更」で後述します。	
---------	------------------------	--

注意

事業主が主体となり手続きする場合も、運用指図者サービスを利用する場合も、以下の事項については、事業主に対応を依頼することがありますので、予めご了承ください。

- ① 運用指図者が居所不明となった際の住所調査協力
- ② 郵便物が不着となった場合の対応
- ③ 死亡一時金未請求の場合の遺族への連絡
- ④ 70歳到達時までに老齢給付金未請求の場合の本人への連絡 等

ポイント

- ・ 事業主の事務負担軽減を図るためにも、「運用指図者サービス」をぜひ活用してください。
- ・ 運用指図者サービスを利用するにあたっては、運用指図者本人へ説明や書類交付が必要になります。「第Ⅷ章 3. 運用指図者サービス」を必ず確認してください。

第Ⅷ章 2. 運用指図者の属性変更

運用指図者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、事業主または運用指図者本人が手続きをする必要があります。運用指図者の氏名・住所等の変更手続きには、(1)事業主による三井住友信託DCサポーター(NRKWEB 事務システム)での手続き、(2)本人によるNRK Webでの手続き(住所のみ変更可能)、(3)本人の帳票記入による手続き、(4)本人による「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」での手続きがあります。(1)、(2)については「第Ⅷ章 1. 未移換者の属性変更」、(4)については「第Ⅷ章 3. 運用指図者サービス」をそれぞれ参照してください。ここでは(3)本人の帳票記入による手続きについて説明します。事業主が本人から申し出を受けた場合は速やかに手続きを行ってください。

事務手続きの流れ

<1. 運用指図者>
帳票の作成

事業主は、運用指図者からの連絡を受けて、下記帳票の事業主記入欄に必要項目を記入のうえ、交付します。運用指図者は記入・押印し、事業主へ提出します。

帳 票
「運用指図者諸変更届(ID 20042)」

<2. 事業主>
記入内容の確認

事業主は、書類の記入・押印もれの有無を確認します。

<3. 事業主>
送付状の作成、送付

「裁定関係書類 企業型送付状(ID 40036)」を作成のうえ、上記帳票とあわせて、弊社宛送付します。

<4. 弊社>
確認及び送付

弊社にて所定の確認のうえ、NRKへ送付します。

<5. NRK>
手続き

NRKに到着次第、事務手続きを行います。

還 元 帳 票
なし

本人にはNRKのWebで変更結果を確認するよう案内してください。

第Ⅷ章 3. 運用指図者サービス

運用指図者サービスとは、運用指図者本人の申し出によって行う主な手続きについて、事業主を経由せず、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」が事業主に代わって運用指図者の窓口となって直接手続きを進めるサービスのことです。後述する手続きに関する相談や書類の記入方法の問合せを、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」で直接受け、手続き書類も運用指図者から弊社へ直接郵送してもらうことで、運用指図者の事務手続きに係る事業主負担の軽減を図っています。（加入者の手続きと同様に、事業主が主体となって運用指図者の手続きを進めることも可能です。）

ただし、運用指図者サービスにおいては、運用指図者自らが申し出ない限り、手続きが行われないこととなりますので、本人への事前説明や手続き書類の事前配布等が必要となります。

ここでは、運用指図者サービスの内容と、運用指図者サービスを利用するにあたり事業主が行うことについて説明します。

注意

運用指図者サービスは、運用指図者本人（本人が死亡した場合は遺族）からの連絡を弊社が受け付けることにより、説明・手続きを行うこととなります。本人（遺族）が連絡を行わなかった、あるいは書類の提出を行わなかったことにより、不都合が生じる場合がありますので、手続きが必要な事態が発生したときは、速やかに連絡するよう本人へ十分説明してください。

(1) 運用指図者サービスの内容

運用指図者サービスでは、本人からの申し出によって行う以下の手続きについて、相談や書類の記入方法の問合せ、書類の受付、不備があった場合の本人への連絡等を、事業主に代わって「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」が対応します。

- ① 運用指図者属性変更手続き
- ② 運用指図者のユーザーID・暗証番号再発行手続き
- ③ 老齢給付金、障害給付金裁定請求手続き
- ④ 年金計画変更手続き
- ⑤ 死亡一時金裁定請求手続き

注意

事業主経由で書類が提出された場合、運用指図者サービスの対象手続きであっても、書類に不備があったときは事業主経由で本人へ連絡を行うこととなります。

(2) 運用指図者サービスの利用にあたり事業主が行うこと

① 氏名・住所・電話番号等の確認、変更手続き

加入者が60歳に到達し運用指図者になるとき、事業主は運用指図者のNRK登録内容を確認し、相違がある場合は、三井住友信託DCサポーター(NRKWEB 事務システム)または帳票により変更手続きを行ってください。

 運用指図者になると、事業主を経由せず弊社より直接郵送物を送付したり、電話連絡したりすることがあります。必ず確認を行い、正確な内容を登録しておいてください。電話番号が未登録の場合も必ず登録を行ってください。

② 「確定拠出年金(DC年金)老齢給付金請求手続きセット」の配布

事業主より60歳到達者に対し、「確定拠出年金(DC年金)老齢給付金請求手続きセット」(以下「老齢給付金請求手続きセット」)を配布してください。「老齢給付金請求手続きセット」とは、給付裁定に必要な帳票・資料類を専用封筒に収めたもので、以下の書類が封入されています。給付裁定請求の際に必要なになりますので、すぐに請求しない場合や受給権がまだ発生していない場合であっても、請求時まで保管するよう説明してください。

＜「老齢給付金請求手続きセット」の封入物＞

- a. お受取手続きのご案内
- b. 退職後の確定拠出年金のお受け取りお手続きのご案内(60歳以上でご退職された皆様へ)
- c. 「確定拠出年金老齢給付金請求のお手続き～年金・一時金をお受取りになる方へ～」
- d. 裁定請求書(一時金)
- e. 退職所得の受給に関する申告書
- f. 裁定請求書(年金、年金・一時金併給)
- g. マイナンバー関連書類用封筒
- h. マイナンバー関連書類 添付台紙
- i. 返信用封筒

 「老齢給付金請求手続きセット」は、「WEB オーダーシステム」で注文してください。(無料です。)

 運用指図者が「老齢給付金請求手続きセット」を紛失・毀損した場合は、本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ請求してください。

注意

- ・ 「老齢給付金請求手続きセット」の配布については、定年退職の時期や他の退職手当等の支払時期なども考慮のうえ、適切な時期に配布してください。
- ・ 「お受取手続きのご案内」「運用指図者サービスのご案内」については、給付裁定請求の留意点や運用指図者サービスの詳細、免責事項等が記載されていますので、事業主も確認しておいてください。

③運用指図者本人への説明

以下のa～bは運用指図者全員へ、c～dは該当する運用指図者へ必ず説明してください。

- a. 氏名・住所・電話番号等に変更があった場合やユーザーIDの再発行が必要になった場合は、自ら「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡すること。

 住所・電話番号等に変更があった場合は、速やかに変更手続きが必要です。

- b. 老齢給付金の裁定請求をする場合は、「老齢給付金請求手続きセット」に同封されている書類と必要書類を返信用封筒で弊社宛に送付し手続きすること。(70歳到達の3ヶ月前まで)

 受給権を取得してすぐに老齢一時金の請求をしない場合は、請求時に再度「年金計画作成のお知らせ」の発行を請求することが可能ですので、本人より事前に「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡してください。

 障害給付金や死亡一時金の請求をする場合も、老齢給付金の請求とは必要書類が異なりますので、本人(遺族)より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡してください。

- c. 【資格喪失年齢到達時に老齢一時金の受給権を取得していない場合】

受給権の取得時期を確認しておくこと。

 受給権の取得時期は、本人がNRK Web「加入者情報照会」画面の「老齢受給権取得予定年月日」欄で確認できます。

- d. 【他の退職所得がある場合】

ア. 老齢給付金を一時金(一時金・年金併給を含む)で請求するときは、同年および前年以前14年以内の他の退職所得の申告が必要になること。(次ページ「注意」を参照してください。)

イ. 他の退職所得の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(源泉徴収票)を保管しておくこと。

 老齢一時金(年金・一時金併給を含む)を請求するときに、同年および前年以前14年以内の他の退職所得の源泉徴収票(コピー可)の提出が必要になります。すぐに請求をしない場合であっても、大切に保管しておくよう説明してください。

注意

他の退職所得がある場合の申告についての留意点

確定拠出年金において老齢給付金の全部もしくは一部を一時金で裁定請求する場合、税金の源泉徴収額を計算するために「退職所得の受給に関する申告書」を提出しますが、受給と同年もしくは前年以前14年以内に他の退職所得があった場合は、その退職所得も申告し、対象となる源泉徴収票(コピー可)もあわせて提出します。(前年以前14年以内の退職所得については、同年であれば合算、前年以前であれば通算して退職所得控除額を算出することになります。)

従って、受取る順番が①退職一時金・確定給付型の企業年金の一時金⇒②確定拠出年金の一時金の場合は、①の源泉徴収の内容を②の申告書に必ず記載し、①の源泉徴収票を添付しなければなりません。

一方、①確定拠出年金の一時金⇒②他の退職所得(①と同年もしくは翌年以降4年以内)の順番で受取る場合は、②の申告書には①の確定拠出年金における源泉徴収の内容を必ず記載し、①で発行された源泉徴収票を添付しなければなりません。

なお、退職所得に係る申告書への記載が誤っていた場合や源泉徴収票の添付が不足していた場合は、受給後の修正申告や所得税・地方税の追徴が生じる可能性がありますので、十分注意のうえ、記入・提出が必要になります。

 確定拠出年金においては同年および前年以前14年以内、他の退職所得においては同年および前年以前4年以内に、ほかにも退職所得があった場合、申告が必要になります。

(3) 運用指図者サービスにおける各種手続き

① 属性変更

氏名・住所・電話番号等に変更があった場合は、運用指図者本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡すると、本人宛に「運用指図者諸変更届(ID 20042)」を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ返信用封筒で弊社へ送付します。(住所については、NRKのWebより本人が手続きすることも可能です。)

②加入者等ユーザーID再発行

NRKに登録されているユーザーIDまたは暗証番号を失念あるいは失効させてしまった場合は、運用指図者本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡し、オペレーターの案内および自動音声案内に従い再発行手続きをします。「ユーザーIDのお知らせ(ID LPBB0004)」は一週間程度で登録住所宛に送付されます。(帳票による手続きになることもあります。)

また、Web(ライフガイド、NRKのWeb)からも再発行手続きが可能です。

(4)運用指図者サービスにおける老齢給付金請求

受給権を取得した後、NRKより「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0004)」が運用指図者本人宛に送付されますので、そのお知らせと「老齢給付金請求手続きセット」の資料を使って、老齢給付金の受給方法を決め、裁定請求書と必要書類を返信用封筒で弊社宛に提出します。

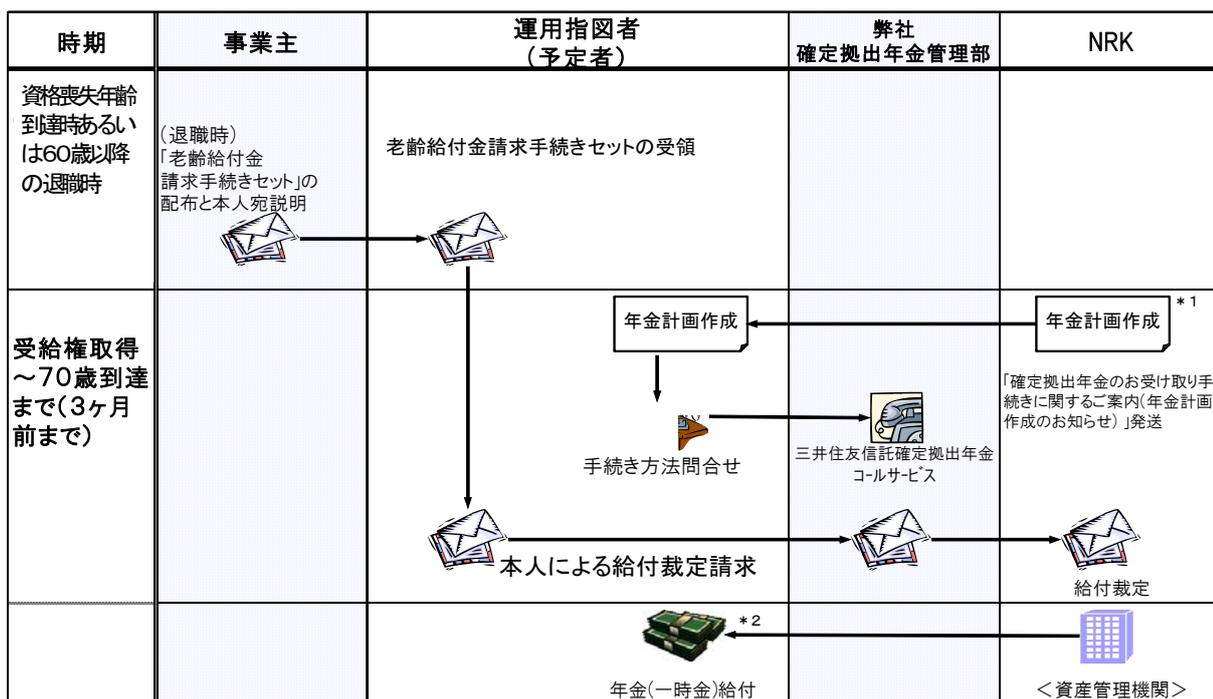
老齢給付金の裁定請求は、受給権取得以降70歳までの任意の時期に行うことができますが、受給権取得後すぐに手続きを行わない場合は、裁定請求時に再度「年金計画作成のお知らせ(随時)(ID LPBX0005)」の発行依頼をすることができますので、本人より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡します。(詳細は「確定拠出年金老齢給付金請求のお手続き～年金・一時金をお受け取りになる方へ～」に記載されています。)

参考

運用指図者サービスを利用した裁定請求の場合、事業主を経由せずに書類を提出することになりますが、三井住友信託DCサポーター(NRKWEB 事務システム)で手続き状況を確認することが可能です。

- ・ 特定の個人の手続き状況を確認する場合・・・「加入者情報」の「加入者状況」欄参照
- ・ 事業主全体で手続き状況を確認する場合・・・「給付移換」の「加入者の状況」または「給付の状況」で検索

(5) 運用指図者サービスにおける老齢給付金請求の事務フロー



- *1 受給権取得後自動的に送付されますが、すぐに請求しなかった場合は任意の時期に請求することにより送付されます。
- *2 年金は裁定請求書で指定した内容に基づいて、規約で定められた支給期月の支給日に指定口座に送金されます。

注意

①「年金計画作成のお知らせ(ID LPBX0004)」について

(「第Ⅸ章 2. 老齢給付金の裁定請求」を参照してください。)

- a. 受給権取得時に、一時金の裁定請求をする場合は、「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)(ID LPBX0004)」が届く前でも給付裁定手続きが可能です。
- b. 受給権取得月の翌月5営業日に発送されます。ただし、受給権取得月の末日までに制度移換金が未入金の場合は制度移換金拠出日の翌月上旬に届きます。

②相談・問合せ先について

「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」では運用指図者本人からの相談・問合せを受付けています。
事業主からの照会は、運用指図者に関するものであっても確定拠出年金管理部事務担当者へ照会してください。

③運用指図者サービスの終了について

運用指図者の個人別管理資産がなくなった時点で当サービスは終了します。

(6)Webによる老齢給付金請求

運用指図者サービスの1つとして、「NRK 確定拠出年金 Web サービス」(Web)から老齢給付金請求をする方法もあります。詳細はNRKWebよりご確認くださいようご案内ください。

注意

Webによる老齢給付金請求を行う場合であっても、「確定拠出年金（DC年金）老齢給付金請求手続きセット」は手続きの際に必要になります。必ず配布してください。

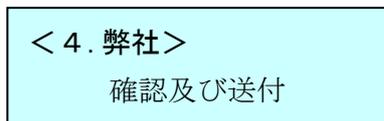
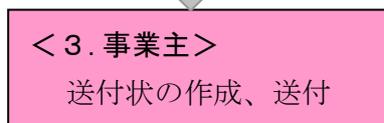
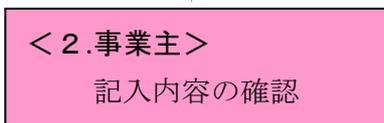
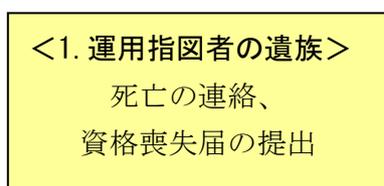
第Ⅷ章 4. 運用指図者死亡

運用指図者が死亡した場合は、運用指図者の資格を喪失します。遺族(戸籍法に定める届出義務者)からの届出を受けて運用指図者資格喪失処理を行うのとあわせて裁定請求手続きが必要となります。「運用指図者資格喪失届(ID 20023)」の提出と同時に(あるいは後から)死亡一時金を請求してください。(死亡一時金の請求については「第Ⅷ章 4. 死亡一時金の裁定請求」を参照してください。)

手続きは事業主経由で帳票を提出する方法と運用指図者の遺族から直接「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ事態を連絡し、手続きする方法があります。

(1) 事業主経由で帳票を提出する場合

事務手続きの流れ



事業主は、運用指図者の死亡について運用指図者の遺族からの連絡を受けて、下記帳票の事業主記入欄に必要項目を記入のうえ、配布します。遺族は記入・押印し、事業主へ提出します。

帳 票
「運用指図者資格喪失届(ID 20023)」

※年金受給者の場合、本人が死亡したときは直ちに年金の支給を停止する必要があります。遺族による書類の提出がすぐにできない場合であっても、死亡が判明した時点で、確定拠出年金管理部事務担当者へ連絡してください。(遺族より「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」へ連絡済の場合は不要です。)

事業主は、書類の記入・押印もれの有無を確認します。

「裁定関係書類 企業型送付状(ID 40036)」を作成のうえ、上記帳票とあわせて、弊社宛送付します。

弊社にて所定の確認のうえ、NRKへ送付します。

NRKでは、対象者の運用指図者資格喪失手続きを行います。

還 元 帳 票
なし

手続きの結果は、NRKのWeb画面で確認することができます。

(2)「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」を利用して手続きする場合

遺族が直接「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」に連絡し、資格喪失の手続きおよび死亡一時金の裁定請求手続きを行うことも可能です。死亡の連絡を受けた場合は、遺族からの連絡であることを確認のうえ、「三井住友信託確定拠出年金コールサービス」より遺族へ「運用指図者資格喪失届 (ID 20023)」、「裁定請求書(一時金) (ID 32001)」等の手続き書類を送付します。遺族は必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して、直接弊社へ書類を提出します。

注意

原則として、死亡の事実を知った日から10日以内に届け出ることが必要です。

帳票見本 運用指図者資格喪失届 (ID 20023)



・・・赤枠内に記入・押印します

事業主が記入のうえ遺族に配布してください。

20023 確定拠出年金 運用指図者資格喪失届	
記入上のご注意	<p>運用指図者 三井住友信託銀行株式会社 御中</p> <p>届出年月日 (西暦) 20 XX 年 XX 月 XX 日</p> <p>運用指図者の住所を喪失しましたので、下記のとおり届けます。</p> <p>加入者番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 企業コード 2 0 0 0 0 1 0 0 企業名 ××××株式会社</p> <p>フリガナ トウキョウト チヨダク マルノウチ</p> <p>住所 ★ 〒 100 - 0001</p> <p>東京都千代田区丸の内△-△-△</p> <p>氏名カナ ★ ネンキン タロウ</p> <p>氏名漢字 ★ 年金 太郎</p> <p>住所 (運用指図者の住所と異なる場合のみ記入)</p> <p>氏名カナ ★ ネンキン ハナコ</p> <p>氏名漢字 ★ 年金 花子</p> <p>運用指図者との続柄 ★ 配偶者</p> <p>契機事由 (E) 死亡による運用指図者資格喪失</p> <p>資格喪失年月日 (西暦) 20 XX 年 XX 月 XX 日 ←死亡日の翌日を記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 死亡を証明する書類を添付している</p> <p>原則として死亡を証明する書類を添付いただきます。</p> <p>運用指図者が死亡した翌日を記入します。</p> <p>運用指図者、記入者の住所・氏名等を記入します。印鑑は朱肉印での押印が必要です。認印でも結構です。</p> <p>QRコード 20023</p> <p>RFIDネットワーク用印欄 運営管理機関用印欄 企業用印欄</p> <p>RFIDネットワーク用印欄 運営管理機関用印欄 企業用印欄</p> <p>B0512 加入者→企業→運営管理機関→RFIDネットワーク 発行期間 10年 20023②16.11</p>

